都市づくりの方針進捗確認シート（令和３年度）

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 規制誘導の方針・具体的な整備方針 | 令和3年度実施予定事業 |
|---|---|---|---|---|
| 1 土地利用の方針 (P5-2~P5-7) | | | | |
| | (1) 市街化区域 (P5-2~P5-4) | | | |
| | | ○低層住宅地区<br>主に土地区画整理事業等により計画的に整備された、既に低層住宅を主体とした土地利用が図られている住宅市街地については、現在の居住環境を維持しつつ、周辺の古くからの市街地や本市ならではの特徴である市街化調整区域に広がる農業集落とバランス・調和を図るため、今後も低層住宅を主体とした土地利用を維持します。 | ・低層住宅を主体とした土地利用に向け、原則現在の用途地域指定を維持します。 | ・原則現在の用途地域指定を維持 |
| | | | ・良好な居住環境を維持・創出するため、建築物の建替え時における形態意匠のコントロールを目的とした地区計画等の策定を支援します。 | ・日進駅西地区の用途地域変更及び地区計画決定の検討及び関係機関協議 |
| | | | ・日進駅西地区内については、緑豊かで良好な居住環境を創出するため、民有地緑化を進める地区計画等を検討しながら、低層住宅を主体とした住宅市街地の形成を図ります。 | ・日進駅西地区の用途地域変更及び地区計画決定の検討及び関係機関協議<br>・日進駅西地区について、緑豊かで良好な居住環境を創出するため、低層住宅を主体とした住宅市街地を形成 |
| | | | ・一団の低・未利用地が残されている地区については、地権者の合意を得ながら暫定用途の解消等を図ることにより、低層住宅を主体とした土地利用を図ります。 | ・岩崎町新ラ田・北高上ほか地区（検討区域BC)の都市計画変更<br>・赤池町箕ノ手ほか地区及び折戸町鎌ケ寿ほか地区の地権者との意見交換・合意形成<br>・香久山西部地区の用途地域の変更検討 |
| | | | ・施行中の土地区画整理事業地区内の低層住宅地区については、事業の円滑な進捗を促進し、着実な市街化を進め、低層住宅を主体とした土地利用を図ります。 | ・赤池箕ノ手土地区画整理事業、香久山西部土地区画整理事業、日進駅西土地区画整理事業の推進 |
| | | ○中高層住宅地区<br>土地区画整理事業等により計画的に整備された地区内において、既に中高層住宅を主体とした土地利用が図られている住宅市街地については、公共交通網の利用促進や多様な都市機能の集積によるコンパクトな生活圏の構築という観点から、現在の高い人口集積を維持するため、今後も中高層住宅を主体とした土地利用を維持します。 | ・中高層住宅を主体とした土地利用に向け、原則現在の用途地域指定を維持します。 | ・原則現在の用途地域指定を維持 |
| | | ○一般住宅地区<br>現在の市街化区域の縁辺部に広がる農業集落を発祥とする住宅市街地については、農業集落としてのたたずまいを残しつつ居住環境を維持・改善するとともに、土地区画整理事業等により計画的に整備された住宅市街地については、今後も現在の住居系土地利用を主体とした土地利用を維持します。 | ・原則現在の用途地域指定を維持します。 | ・原則現在の用途地域指定を維持 |
| | | | ・狭あい道路の多くみられる地区をはじめ道路や公園等の基盤施設が不十分な地区については、基盤施設の整備・改善を図ることで、土地利用がしやすい環境を整えます。 | ・公園等の整備の検討 |
| | | | ・地区内にみられる低・未利用地については、民間活力の誘導等により、日常的な生活利便機能や多様な世代のニーズに対応した居住機能に着目した土地利用を誘導します。 | ・日進市開発等事業に関する手続条例による民間開発の指導<br>・愛知県宅地建物取引業協会東名支部との連携による事業用地等マッチング事業を開始し、市内へ立地を希望する企業等へ事業用地等の情報提供 |
| | | ○沿道住商複合地区<br>(都)国道153号バイパス線沿道や(都)瀬戸大府東海線沿道、(都)日進三好線沿道については、自動車でのアクセス利便性に優れ、沿道型商業施設の立地の優位性が高いことから、商業施設等を主体とした土地利用を誘導します。 | ・沿道型の商業施設を主体とした土地利用に向け、原則現在の用途地域指定を維持します。 | ・原則現在の用途地域指定を維持 |
| | | | ・一団の低・未利用地が残されている地区内のうち、幹線道路沿道においては、土地区画整理事業等の面的整備を促進しつつ商業施設の立地誘導を可能とする用途地域の指定を検討します。 | ・香久山西部地区における用途地域変更の検討<br>・香久山西部土地区画整理事業において、令和５年度の出店に向けて商業事業者と調整 |
| | | ○住商複合地区<br>鉄道3駅周辺や土地区画整理事業等により計画的に整備された、地区内の近隣商業地域については、周辺に立地する中高層住宅と一体となってコンパクトな生活圏の構築を図るため、生活利便施設等を主体とした土地利 | ・生活に密着した商業施設を主体とした土地利用に向け、原則現在の用途地域指定を維持します。 | ・原則現在の用途地域指定を維持 |
| | | | ・赤池駅周辺については、市街地再開発事業等による土地の高度利用を検討し、多様な利便機能の向上を目指します。 | ・赤池駅前地区の再開発事業手法検討 |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 規制誘導の方針・具体的な整備方針 | 令和3年度実施予定事業 |
|---|---|---|---|---|
| | | 〇住工複合地区<br>住工複合型の土地利用を維持し、今後の土地利用動向をみながら適切な土地利用を誘導します。 | ・原則現在の用途地域指定を維持するものとしますが、地元の意向を十分踏まえ、住工混在の状況を解消する目処が立った地区では、適切な土地利用を誘導するため、用途地域の変更を検討します。 | ・原則現在の用途地域指定を維持 |
| | | | ・北部地区については、周辺環境との調和を図りながら、事業系の企業の立地も踏まえた職住近接型の土地利用を検討します。 | ・北部地区について、周辺環境との調和を図りながら、事業系の企業の立地も踏まえた職住近接型の土地利用を検討 |
| | | 〇教育・研究地区<br>研究施設や研修センター等が既に集積する米野木研究開発地区及び日進駅南側については、現在の土地利用を維持します。 | ・現在の用途地域指定及び特別用途地区の指定を維持します。 | ・原則現在の用途地域指定を維持 |
| | （2）市街化調整区域 (P5-5~P5-7) | | | |
| | | 〇森林保全地区<br>本市北東部に位置する東部丘陵地及び御嶽山周辺等に広がる森林については、貴重な動植物が多く生息する等本市の骨格となる緑豊かな自然環境が残されています。また、これら森林は本市ならではの重要な景観資源であるとともに広域的にみれば名古屋東部丘陵の一角を構成する緑地であることから、積極的に維持・保全します。 | ・現在の自然的土地利用を維持し、豊かな自然環境を保全するため、保安林指定等の現在の法指定状況を維持するとともに都市計画法上の位置づけを検討します。なお、岩藤新池2期地区の整備については、早期実現を目指し、県等との協議を図ります。 | ・原則現在の法指定状況を維持<br>・岩藤新池2期地区の整備について愛知県と協議<br>・里山の景観保全の一環として行っている、森林の豊かな水を活用した米作りの支援<br>・区域内の農業用ため池について、堤体の除草等必要な保全事業 |
| | | | ・保安林指定のない森林については、無秩序な都市的土地利用の進行を防ぐため、違法な開発の監視強化や新たな開発行為の抑制に努めます。なお、止むを得ず開発等が生じた場合には、周辺に広がる森林への影響を最小限に抑えるよう、一定水準以上の緑地確保等の働きかけに努めます。 | ・区域内の農業用ため池について、堤体の除草等必要な保全事業 |
| | | 〇森林活用地区<br>三本木地区周辺や本市南部に広がる森林については、保全を基本としつつも、豊かな自然環境に調和した市民の憩いや健康増進に寄与する空間としての有効活用を図ります。 | ・保全を基本としつつも、森林との調和した施設の立地を図るべく、市街化調整区域における開発需要への対応について検討します。 | ・保全を基本とした土地利用の誘導<br>・農産物に関する有害鳥獣を捕獲するなど人の暮らしと森林との調和した環境の保全事業 |
| | | | ・米野木駅南周辺については、今後の土地利用のあり方を検討します。 | ・東郷町との意見交換 |
| | | 〇農地・農業振興地区<br>天白川、岩崎川沿いに広がる一団の農地と農地の中に点在する農業集落は、本市の都市構造上の大きな特徴であると同時に、防災上及び都市生活（都市での暮らしやすさ）を支える良好な自然環境の維持・保全の観点からも、これら土地利用を一体のものとして維持していくことが重要であるため、現在の土地利用を維持・保全します。 | ・一団の優良農地については、原則、現在の農用地区域の指定を維持します。 | ・農業振興地域整備計画に基づく適正な農地保全 |
| | | | ・その他の農地については、農業の担い手の育成・強化による生産性の向上等により、農地の持つ多様な機能を維持・向上することで、無秩序な都市的土地利用の進展を抑制します。 | ・田園フロンティアパーク構想に基づく市民農園事業やアグリスクール事業<br>・地域の集落営農及び農業の6次産業化などの多様な農業の支援 |
| | | | ・重要な役割を担う農地の維持に向け、農地所有者と担い手の双方が主体となる人・農地プランを活用し農地の集約化を図ります。 | ・地域農業のキーマンの発掘、連携<br>・集落営農組織の立上げや運営の支援 |
| | | | ・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を支援します。 | ・狭あい道路の整備に関する補助金制度を啓発し、制度利用を促進<br>・建築等に関する事前相談や日進市開発等事業に関する手続条例に基づく手続きの際、事業者に対しての周知を徹底 |
| | | 〇農地活用地区<br>(都)国道153号バイパス線以西に広がるまとまった農用地は市の最下流部に位置し、洪水時の防災機能等多面的な機能を有していることから保全していくとともに、特色ある農産物を活かした観光振興に寄与する土地利用を図ります。 | ・防災、農業や観光振興等の今後の動向を十分踏まえつつ、必要に応じ規制・誘導施策を検討します。 | ・観光振興に寄与する農地活用を目指し、葡萄のふくおか畑でのナイトグランピングを開催（9月実施済）<br>・6次産業化など農業による観光や地域活性化に貢献する事業の展開の支援<br>・果樹のもぎ取りや市民農園などに取り組む農業者の支援 |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 規制誘導の方針・具体的な整備方針 | 令和3年度実施予定事業 |
|---|---|---|---|---|
| | | 〇住宅団地地区<br>市街化調整区域において住宅地として開発された地区については、現在の居住者が今後も安心して快適に暮らし続けることができる居住環境と地域コミュニティを維持していくために、現在の低層住宅を主体とした土地利用を維持・保全します。 | ・低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全に向け、建築物の建替え時における形態意匠のコントロールを目的とした市街化調整区域における地区計画等の活用を検討します。 | ・南山エピック地区における地区計画・建築協定の検討<br>・団地規約地区における地区計画・建築協定移行への相談対応 |
| | | 〇産業地区<br>機織池地区及び周辺、日進東部地区等については、広域交通体系等へのアクセス利便性を活かし、環境負荷の少ない工業系土地利用（製造工場・研究開発施設、物流施設等）を主体とした土地利用を図ります。 | ・産業機能等の立地誘導に向け、市街化調整区域における地区計画を活用した開発許可の適用等を検討します。 | ・日進東部地区における地区計画策定にむけた検討及び関係機関協議<br>・愛知県宅地建物取引業協会東名支部との連携による事業用地等マッチング事業を開始し、市内へ立地を希望する企業等へ事業用地等の情報提供を行う。<br>・市内で企業立地を促進するための補助金制度の創設について検討 |
| | | 〇教育・研究地区<br>研究施設等が既に集積する米野木研究開発地区に隣接する地区及び大学が立地している地区については、現在の土地利用を維持します。 | ・現在の土地利用を基本としながらも新たな魅力を創出する施設の立地誘導に向け、市街化調整区域における地区計画を活用した開発許可の適用等を検討します。 | ・現在の土地利用を維持 |
| | | 〇土地利用検討地区<br>現在の市街化調整区域において拠点の形成を目指す地区については、各々の拠点を目指す将来像を踏まえながら、地区計画の策定を含めた具体的な土地利用及び規制誘導に向けた方策を検討します。 | | ・庁舎建替事業として庁舎等利用実態調査業務を実施<br>・市役所周辺地区における今後の整備方針についての検討 |
| 2 都市交通施設の方針 (P5-8~P5-12) | | | | |
| | (1) 幹線道路等 (P5-8~P5-10) | | | |
| | | 〇幹線道路<br>道路ネットワークを形成するため、将来都市構造で位置づけた都市計画道路や国・県道等の整備・改善に向け関係機関と協議します。<br>老朽化した橋梁、横断歩道橋、道路舗装等については、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を図ります。<br>分散している市街地や集落等を結び、都市としての一体性を確保するために検討されている路線は、地権者や地域住民の理解を得ながら、早期整備に向け、関係機関と協議します。 | ・本市と本市外とを結ぶ広域的な交通結節点及び交通軸となる東名高速道路の(仮称)東郷スマートインターチェンジと(都)名古屋瀬戸道路の南進については、整備を促進するため、関係機関との協議・協力を図ります。 | ・(都)名古屋瀬戸道路については、早期開通に向けて愛知県に要望<br>・愛知県から支援の要請があった場合の協力<br>・スマートインターチェンジ整備事業における関係機関協議<br>・スマートインターチェンジ（下り線）に関する用地測量等 |
| | | | ・主要幹線道路として位置づけた2路線（(都)国道153号バイパス線、(都)瀬戸大府東海線）は、適切な維持・管理が行われるように関係機関との協議・協力を図ります。 | ・（都）瀬戸大府東海線について、沿線７市町で同盟会を組織し早期全線開通に向けて国及び愛知県に要望<br>・（都）国道１５３号豊田西バイパスについて、渋滞解消に向けての対策の要望<br>・国、愛知県、愛知県警察、日進市で国道１５３号豊田西バイパス周辺地域の道路問題を解決するため「日進地区渋滞対策検討会」を組織し、対策課題を議論・検討<br>・道の駅整備事業における関係機関協議 |
| | | | ・(都)瀬戸大府東海線沿線における道路利用者の利便性向上が図られる道の駅については、開駅に向けて住民や各関係機関との協議・協力を図ります。 | ・道の駅「(仮称)にっしん」の運営に関するアンケート調査の実施及び関係機関協議 |
| | | | ・都市幹線道路については、市街地相互の交通流動を円滑に処理するため、(都)日進中央線、(都)米野木莇生線、(都)名古屋豊田線及び(都)名古屋三好線等の整備を促進するとともに、(都)野方三ツ池公園線の整備を推進します。 | ・(都)日進中央線、(都)米野木莇生線、(都)名古屋豊田線、(都)名古屋三好線について、愛知県に対し整備促進の要望<br>・(都)野方三ツ池公園線については早期整備のため国に対し交付金要望及び用地買収<br>・スマートインターチェンジに関連する区間の（都）米野木莇生線に関する用地測量等 |

都市づくりの方針進捗確認シート（令和３年度）

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 規制誘導の方針・具体的な整備方針 | 令和3年度実施予定事業 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | ・補助幹線道路については、都市幹線道路等を補完し、日常的な生活圏相互を連絡する役割を担う路線を適切に配置し、整備を促進・推進します。 | ・赤池2丁目北交差点において赤池・浅田2号線の右折帯及び歩道設置 |
| | | | ・検討路線については、地元協力を得ながら、関連する未整備路線の進捗を踏まえつつ、早期整備を目指します。 | ・（都）野方三ツ池公園線について用地買収<br>・地域住民により組織されている野方三ツ池公園線対策委員会と情報共有を行い、地元への周知と、協力へのお願い |
| | | | ・市街化区域内において、施行中の土地区画整理地区内と周辺の既成市街地をつなぐ路線の整備を検討します。 | ・施行中の土地区画整理事業地区内と周辺の既成市街地をつなぐ路線の整備を検討 |
| | | 〇生活道路<br>幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備については、地域との連携を図りながら推進するとともに、不要な通過交通の進入を抑制するような交通誘導施策の実施等により、安全性に配慮した道路環境の創出に努めます。<br>また、古くからの市街地や集落の道路等の老朽化が進んでいるものについては、計画的な修繕を図ります。 | ・狭あい道路の整備については、建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を支援します。 | ・狭あい道路の整備に関する補助金制度を啓発し、制度利用を促進<br>・建築等に関する事前相談や日進市開発等事業に関する手続条例に基づく手続きの際、事業者に対しての周知を徹底 |
| | | | ・通過交通が多く交通安全上課題のある生活道路及び歩行者の利用が多い通学路等の生活道路については、交通安全対策の実施を検討します。 | ・各区からの要望及び通学路交通安全プログラムに基づき、対策が必要な道路について順次整備<br>本年度実施状況<br>施工　日中 7箇所<br>計画　北中<br>・区・学校からの要望、市の巡回等により確認した危険箇所に関して、他部署との情報共有を図り、必要に応じて維持修繕を実施 |
| | | | ・歩行者が安全で快適に通行できるよう歩道を整備し、バリアフリー化や児童生徒のための通学路整備を行います。 | ・各区からの要望等を精査し歩道整備が必要な箇所の抽出 |
| | （2）公共交通等（P5-11） | | | |
| | | 〇鉄道・バス<br>公共交通軸である名古屋市営地下鉄鶴舞線・名鉄豊田線については赤池駅、日進駅、米野木駅の3駅を中心として市内の各拠点間の連携強化やアクセス性の向上を図り、鉄道事業者と協力して利用促進を検討します。また、北のエントランス拠点に隣接する愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）については、各事業者と協力して、より一層の利用促進を検討します。<br>バス路線については、市街地が分散構造にある本市では、公共公益施設 | ・地域公共交通計画の検討・策定を通じ、行政をはじめ関係機関、鉄道・バス事業者、地域住民等が一体となって、鉄道・バス等の公共交通網の充実・利用促進を図ります。 | ・日進市地域公共交通計画の策定に向けた検討 |
| | | | ・くるりんばすについては、持続可能なシステムとして、現在のサービス水準の維持に向け、利用者増に資するバス停付近における乗降環境の向上やソフト施策の充実及びバスの走行環境改善に向けた道路環境整備を図ります。 | ・くるりんばす梅森線の車両更新 |
| | | 〇公共交通結節点<br>市民が過度に自動車交通に依存することなく、快適に移動できる交通環境を目指し、鉄道・バスの利用を促進するため、既存の駅前広場の改良を図ります。<br>赤池駅前広場は、民間路線バス・くるりんばす等の利用しやすさを向上するため、再整備を検討します。 | ・赤池駅、日進駅、米野木駅については、交通結節点における乗り継ぎの利便性を向上させるため、運行時間の相互調整等鉄道とバスの連絡強化に向けた事業者への働きかけや、関係機関との協議・調整を図ります。 | ・民間バス路線について、赤池駅発着の便の増便に向けた協議を実施中（実際の増便は来年度以降） |
| | | | ・赤池駅周辺については、駅前広場内及び駅周辺道路が慢性的に交通渋滞していることから、市街地整備に併せた交通環境の改善を検討します。 | ・赤池駅前地区の再開発事業手法検討<br>・区・学校からの信号機、横断歩道新設等に関する要望を、公安委員会に伝達 |
| | （3）歩行者・自転車ネットワーク（P5-12） | | | |
| | | 天白川・岩崎川からなる「水とみどりの軸」やこれとつながる幹線道路の空間を活用し、快適な移動空間を有し、市民の健康づくりにつながる歩行者・自転車ネットワークを形成します。併せて、これと連動しながら、憩いの場やにぎわい創出の場となるような空間の確保を検討します。 | ・岩崎川については、堤防道路を活用した歩行者・自転車ネットワークの整備を推進するとともに、沿道におけるポケットパーク整備や空き地の活用等を検討します。 | ・自転車ネットワーク計画について情報収集 |
| | | | ・幹線道路の空間については、歩行者や自転車が安全・安心・快適に通行できるよう、歩車分離及びバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を図ります。 | ・歩車分離やバリアフリー・ユニバーサルデザイン等の歩道整備について情報収集 |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 規制誘導の方針・具体的な整備方針 | 令和3年度実施予定事業 |
|---|---|---|---|---|
| | | | ・生活道路については、通過・不要交通の進入や自動車の走行速度を抑制するような交通安全対策の実施を検討するとともに、必要に応じ歩道整備を図ります。 | ・各区からの要望等を精査し歩道整備について検討<br>・各区からの要望等を基に交通安全対策を実施<br>・区・学校からの速度制限等の交通制限に関する要望を、公安委員会に伝達 |
| 3 公園・緑地等の方針 (P5-13) | | | | |
| | （1）公園・緑地等 (P5-13) | | | |
| | | 　レクリエーション拠点として位置づける日進市総合運動公園、上納池スポーツ公園及び日進市スポーツセンターについては、既存の機能を維持しつつ、緑の質を高めていきます。<br>　また、東部丘陵地西部地区については、周辺の自然環境を活かしつつ、本市が抱える行政課題の解決につながる公園等の整備を検討します。<br>　さらに、市民の憩いの場、健康増進、子育て支援等に必要な公園・緑地については、施設利用の安全確保を最優先に行いつつ、既存の都市公園・緑地や児童遊園・多目的広場等の整備状況を踏まえ、地域と協力して身近に利用できる公園・緑地等の確保を図ります。 | ・新設公園については、土地区画整理地区内に整備すべき公園を最優先に検討します。 | ・各土地区画整理地区内に公園を配置 |
| | | | ・既存の公園については、安全に公園利用ができるよう、計画的な公園遊具の修繕、入れ替えを図るとともに、計画的な植栽剪定等を行います。 | ・公園遊具の修繕及び植栽剪定等の実施<br>・総合運動公園多目的芝生広場の供用開始（令和３年１０月１日） |
| | （2）緑化 (P5-13) | | | |
| | | 　緑の豊かさを高めていくため、森林や農地等といった既存の緑を活用することで、健全で良質な緑を維持していくとともに、市民、行政等が協働して緑の支援を行い、身近な生活空間に質の高い緑の創出に努めます。 | ・民間施設の屋上緑化、壁面緑化等を促進し、身近に質の高い緑がある良好な居住環境を創出します。 | ・あいち森と緑づくり都市緑化推進事業を活用した緑化促進 |
| | | | ・緑の普及啓発につながる募金や各種講座を実施し、緑づくりや緑を育てる人づくりを図ります。 | ・緑の募金の実施<br>・ハンギングバスケット及び寄せ植え教室の実施<br>・里山保全実践講座の実施<br>・北高上緑地の里山体験イベントの実施 |
| | | | ・重要な役割を担う農地の維持に向け、農地所有者と担い手の双方が主体となる人・農地プランを活用し農地の集約化を図ります。 | ・農業ができなくなった方から、農業ができる方への農地集約の支援（営農者と農地所有者とのマッチング、農地バンク制度）<br>・地域の営農組織との連携による農業用水路等農業用施設の保全<br>・民間事業者による市民農園の拡大の支援 |
| | （3）緑の保全 (P5-13) | | | |
| | | 　まとまった緑地の保全、創出は大規模火災・水害等の都市災害を抑制するとともに、熱環境緩和、環境汚染物質の浄化等環境負荷低減効果をもたらします。豊かな緑を大切にして、誰もが将来にわたり暮らしやすい生活空間を堅持していくため、後世まで残していく緑については、それらが持つ機能を最大限に発揮できるように活用しながら保全していきます。<br>　特に北東部に位置する東部丘陵地については、本市の骨格となる緑豊かな自然環境であるため、生物多様性の保全を意識して積極的に維持・保全するとともに、自然環境拠点については、現在の自然環境を保全しながら、市民と自然が共存する空間の創出を図ります。 | ・緑が持つ機能を最大限発揮できるようにするため、森林環境譲与税を活用した森林の整備・保全を図ります。 | ・森林環境譲与税を活用した公共施設の木質化、小中学校の備品の購入、分収造林事業等 |
| 4 下水道及び河川等の方針 (P5-14) | | | | |
| | （1）下水道 (P5-14) | | | |
| | | 　快適な都市基盤整備を目指し、市街化の動向・見通しとの整合を図ると | ・梅森処理区は、管渠の計画的な整備・維持管理を図ります。 | ・管渠の計画的な整備・維持管理 |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 規制誘導の方針・具体的な整備方針 | 令和3年度実施予定事業 |
|---|---|---|---|---|
| | | ともに、生活環境保全に努めながら、災害時の対策、維持管理の効率性等を検討しつつ、整備を図ります。そのために、効率的な汚水処理整備の観点から地域の実情に応じた下水道計画の見直しを行い、財政負担を軽減しつつ、汚水処理施設の整備を促進し、未普及地域の解消に努めます。 | ・南部処理区は、処理場の処理能力の拡充や土地区画整理地区内や集落等を含めた計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理を図ります。 | ・処理場及び管渠の計画的な整備・維持管理 |
| | | | ・北部処理区は、処理場及び管渠の計画的な整備・維持管理を図ります。 | ・処理場及び管渠の計画的な整備・維持管理 |
| | （2）河川等 (P5-14) | | | |
| | | 本市内の河川・水路は、二級河川の天白川、岩崎川、繁盛川及び準用河川の豊田川、細口川、高上川と12本の普通河川と水路等で構成されています。<br>市の中央を流れる天白川については、2000年(平成12年)9月の東海豪雨災害を受け、天白川河川激甚災害対策特別緊急事業により名古屋市内において引堤、河床掘削等が実施されており、本市では2009年(平成21年)3月24日策定の天白川整備計画に基づき、環境に配慮しつつ河床掘削等の整備を促進します。<br>市管理の河川等については、近年、想定外の局地的大雨等により日本各地で大きな水害が起きていることから、本市においても被害を最小限にとどめるため、また、長期的な都市の発展に対応するために、計画的な整備を図ります。<br>また、天白川、岩崎川等については、水とみどりの軸として地域住民の交流を促進するため、歩行者・自転車ネットワークとしての活用を図ります。 | ・雨水管理総合計画を策定し、雨水流出抑制対策や排水路等の計画的な整備を図ります。 | ・雨水管理総合計画策定にかかる業務委託の実施検討 |
| | | | ・新規の大規模開発における調整池については、治水環境に配慮し、流出抑制対策を図ります。 | ・日進市開発等事業に関する手続条例に基づき、雨水流出抑制対策を実施するよう開発事業者に指導<br>・日進東部地区における調整池設置による流出抑制対策について、愛知県企業庁と協議 |
| | | | ・特定都市河川流域に指定される境川流域では、雨水貯留浸透施設の設置を義務づける等、引き続き確実な総合治水対策を図ります。 | ・日進市開発等事業に関する手続条例に基づく事前協議等により、境川流域で建築等をする事業者に対し指導 |
| | | | ・水とみどりの軸として位置づける天白川及び岩崎川等については河川を有効利用するため、堤防道路を活用した歩行者・自転車ネットワークの整備を図ります。 | ・自転車ネットワーク計画について情報収集 |
| | | | ・行政が管理している河川・排水路について、浸水被害解消のため、計画的な護岸修繕や定期的な草刈作業等を行います。 | ・豊田川について護岸修繕を実施<br>・草刈事業を実施するほか、浚渫に関しても区からの要望に基づき、必要に応じ実施を検討<br>・県河川に関しては本市から要望 |
| | | | ・老朽化した側溝や雨水排水施設の計画的な改修を行います。 | ・各区等からの要望を精査し、必要な側溝・排水路整備<br>・区からの要望に基づき、適切な維持修繕を実施 |
| | | | ・下水道施設等の汚水処理施設の整備を図り、河川の水質汚濁を抑制します。 | ・下水道施設等の汚水処理施設の整備 |
| 5 市街地整備の方針 (P5-15) | | | | |
| | （1）既成市街地の整備 (P5-15) | | | |
| | | 将来都市構造の市街地ゾーンにおいて主に現在の市街化区域の縁辺部に広がる古くからの市街地については、良好な居住環境の維持・創出のため、地区内に多くみられる幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備や、ポケットパーク、排水施設等の整備を図ります。<br>土地区画整理事業等により計画的な整備がされた地区については、良好な居住環境を維持します。<br>また、アダプトプログラム制度等の推進により市民、市民団体及び事業者による美化活動を促進します。 | ・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を支援します。 | ・狭あい道路の整備に関する補助金制度を啓発し、制度利用を促進<br>・建築等に関する事前相談や日進市開発等事業に関する手続条例に基づく手続きの際、事業者に対しての周知を徹底 |
| | | | ・今後増加が予測される空家の利活用や、除却に向けた取組みを引き続き図ります。 | ・有料広告事業の活用による空家利活用リーフレットの回覧、おくやみ窓口への配架 |
| | | | ・住宅確保要配慮者が安心して暮らすことのできるよう、居住支援法人への支援や不動産関係団体との連携を進めます。 | ・無料建築相談、不動産相談の実施<br>・セーフティネット住宅の周知<br>・愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会への参加<br>・居住支援法人主催の情報交換会への参加 |
| | （2）計画的市街地の整備 (P5-15) | | | |
| | | 将来都市構造の市街地ゾーン・新市街地形成ゾーンにおいて、土地区画整理事業施行中の地区については、円滑に事業を促進し、早期の完了を図ります。<br>また、事業計画中の地区については、具体的な組合の設立と事業化の支援を行い、事業検討中の地区については、地権者の土地活用の意向等を踏まえて、相談受付や勉強会を支援します。 | ・赤池箕ノ手地区、香久山西部地区、日進駅西地区の各土地区画整理事業は、公共施設の整備促進や保留地販売の促進支援等を行い、事業完了まで支援します。 | ・赤池箕ノ手地区、香久山西部地区、日進駅西地区の各土地区画整理事業は、公共施設の整備促進や保留地販売の促進支援等 |
| | | | ・香久山西部地区については、地域の生活利便施設である商業施設、宅地及び道路整備、公園整備を行いながら、既成市街地とつながりのあるまちづくりを支援します。 | ・香久山西部地区について、地域の生活利便施設である商業施設、宅地及び道路整備、公園整備を行いながら、既成市街地とつながりのあるまちづくりを支援 |

都市づくりの方針進捗確認シート（令和３年度）

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 規制誘導の方針・具体的な整備方針 | 令和3年度実施予定事業 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | ・日進駅西地区については、緑豊かで良好な居住環境を創出するため、民有地緑化を進める地区計画等を検討しながら、低層住宅を主体とした住宅市街地の形成を図ります。 | ・日進駅西地区の用途地域変更及び地区計画決定の検討及び関係機関協議<br>・日進駅西地区について、緑豊かで良好な居住環境を創出するため、低層住宅を主体とした住宅市街地を形成 |
| | | | ・北部地区は、「北のエントランス拠点」と位置づけて土地利用を行い、周辺環境との調和を図りながら、職住が近接した北の玄関にふさわしい地区にするため、土地区画整理事業によるまちづくりを支援します。 | ・北部地区は、「北のエントランス拠点」と位置づけて土地利用を行い、周辺環境との調和を図りながら、職住が近接した北の玄関にふさわしい地区にするため、土地区画整理事業によるまちづくりを支援 |
| | | | ・折戸鎌ケ寿地区は、宅地、道路等を整備し、優良な住環境を創出することで、土地の付加価値を高めることを目標に、土地区画整理事業によるまちづくりを支援します。 | ・折戸鎌ケ寿地区は、宅地、道路等を整備し、優良な住環境を創出することで、土地の付加価値を高めることを目標に、土地区画整理事業によるまちづくりを支援 |
| | （3）低・未利用地の整備 (P5-15) | | | |
| | | 将来都市構造の新市街地形成ゾーンにおいて土地区画整理事業を行っておらず一団の低・未利用地が残されている赤池町箕ノ手地区、折戸町鎌ケ寿地区等については、新たな市街地形成に向け、地権者の土地利活用意向等を踏まえて、活用のあり方を検討します。 | ・良好な市街地の形成に向け、暫定用途地域の解消を図ります。 | ・岩崎町新ラ田・北高上ほか地区（検討区域BC）の都市計画変更<br>・赤池町箕ノ手ほか地区及び折戸町鎌ケ寿ほか地区の地権者との意見交換・合意形成 |
| 6 都市防災の方針 (P5-16) | | | | |
| | | 市民の生命を最大限守り、地域及び社会の重要な機能を維持するため、地域の強靭化を図ります。<br>大規模自然災害時には市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減し、迅速な復旧復興を可能とするため、平時から様々な分野での取組みを通じ、地域における自助・共助による防災・減災力を高め、災害に強い地域づくりを図ります。<br>本市のみならず周辺都市を含めた防災機能の向上に資する幹線道路網体系の構築に向け、延焼遮断機能や救援・復旧活動機能を担う緊急輸送道路の整備を促進するため、関係機関との協議・協力を図ります。<br>既成市街地については、狭あい道路の解消・改善を順次進めつつ、地域内にみられる低・未利用地等を活用することにより、避難路や避難場所としての機能を有する生活道路や公園等を確保し、都市防災の強化を図ります。 | ・地域強靭化計画に基づき、地域の強靭化に係る必要な施策を着実に図ります。 | ・地域強靭化計画のリスクシナリオごとに設定する強靭化施策及び「日進市地域強靭化計画に位置付ける個別具体的施策の事業詳細」に示す事業を各担当部署にて実施 |
| | | | ・土砂災害特別警戒区域や浸水想定区域等について、防災対策マップ、洪水ハザードマップ等、誰にとってもわかりやすい資料の配布により、市民への周知を図るとともに、防災・減災を考慮した土地利用について検討します。 | ・防災対策マップ、洪水ハザードマップの更新・印刷を行い、窓口配布、広報紙での紹介、ホームページ等により市民へ周知<br>・盛土による災害防止に向けた総点検 |
| | | | ・地域防災計画において、緊急輸送道路に指定されている主要幹線道路等については、長寿命化計画に基づき適切な維持・管理が行われるように関係機関との協議・協力を図ります。 | ・必要に応じて関係機関との協議・協力 |
| | | | ・第1次緊急輸送道路である東名高速道路に（仮称）東郷スマートインターチェンジを整備し、幹線道路ネットワークの強化及び交通ルートの多重性確保を図ります。また、第2次緊急輸送道路である（都）瀬戸大府東海線沿いに道の駅を整備し、救助救援部隊の活動拠点等防災拠点として活用することで防災体制の充実を図ります。 | ・スマートインターチェンジ整備事業の推進<br>・道の駅整備事業の推進 |
| | | | ・市街地の火災の防除を図るために指定する防火地域、準防火地域については、建築物の防火性能を規定し、火災の危険から市民の生命を守る観点から、適切に定めます。具体的には、近隣商業地域及び準住居地域においては、土地の高度利用が図られる可能性が高く、建築物の防火性能が必要とされることから、原則として準防火地域を定めることとします。 | ・香久山西部地区における準防火地域指定の検討 |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 規制誘導の方針・具体的な整備方針 | 令和3年度実施予定事業 |
|---|---|---|---|---|
| | | | ・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を支援します。また、木造家屋が密集するような地区では、面的な市街地整備を検討する等により、防災性の向上を検討します。 | ・狭あい道路の整備に関する補助金制度を啓発し、制度利用を促進<br>・建築等に関する事前相談や日進市開発等事業に関する手続条例に基づく手続きの際、事業者に対しての周知を徹底<br>・木造耐震無料診断の実施<br>・耐震改修補助事業の実施<br>・被災建築物応急危険度判定にかかる震前実施計画書の作成 |
| 7 都市景観形成の方針 (P5-17) | | | | |
| | （1）自然景観 (P5-17) | | | |
| | | 本市中央部に大きく広がる田園や北東部に位置する東部丘陵地及び御嶽山周辺の森林等を主とする緑は、自然と共生する本市ならではの都市景観を構成している重要な資源であることから、これら自然景観を保全します。<br>また、本市を東西方向に流れる天白川、岩崎川については、豊かな自然環境が残るとともに都市での生活を支えるアメニティ空間でもあることから、河川沿いのみどりを保全することで、より心地よい空間へと質的向上を図ります。 | ・一団の優良農地については、原則現在の農用地区域の指定を維持するとともに、その他の農地についても、無秩序な都市的土地利用の進展を防ぐことで、広がりとまとまりのある田園景観を保全します。 | ・農業振興地域整備計画に基づく農地保全の適正な指導と効率的な営農推進のための農地集約の支援<br>・農業の担い手と農地所有者とのマッチング |
| | | | ・北東部に位置する東部丘陵地等については、保安林指定等の現在の法指定状況の維持や都市計画法上の位置づけを検討するとともに、無秩序な都市的土地利用や開発行為の抑制により、市街地の背景として広がる豊かな緑の景観を保全します。 | ・現在の法指定状況を維持 |
| | （2）まちなみ景観 (P5-17) | | | |
| | | 古くからの市街地や集落については、良好な居住環境を創出するため、沿道緑化の促進や歴史・文化への配慮、地区内に残る低・未利用地の活用等により、緑豊かなまちなみ景観を形成します。<br>また、赤池箕ノ手地区等、主に土地区画整理事業等により計画的な整備がされた地区や今後、面的な整備が予定されている地区については、自然景観からまちなみ景観への円滑な転換を図ることが重要であることから、敷地内緑化の促進や道路空間の緑化、現況の地形や植生を生かした面的整備の促進により、憩いとやすらぎを感じられるような新しいまちなみ景観を形成します。<br>さらに、市内3つの鉄道駅周辺については、本市の玄関口にふさわしく美しさと魅力を感じられるまちなみ景観を、市民や各関係機関と調整・協議を行いながら形成します。 | ・沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善や、ブロック塀の除却・生け垣等の設置を支援します。 | ・ブロック塀除却補助事業の実施<br>・通学路沿道のブロック塀存置宅地への戸別訪問<br>・狭あい道路の整備に関する補助金制度を啓発し、制度利用を促進<br>・建築等に関する事前相談や日進市開発等事業に関する手続条例に基づく手続きの際、事業者に対しての周知を徹底 |
| | | | ・敷地内緑化の促進や良好なまちなみ形成を図るため、地域住民と協働し、建築物の建替え時における形態意匠のコントロールや緑化促進を目的とした地区計画等の策定を支援します。 | ・日進駅西地区の地区計画決定の検討及び関係機関協議 |
| | | | ・計画的な整備が完了している地区については、幹線道路等における街路樹植栽を維持・保全します。 | ・区からの要望、市の巡回等により確認した必要箇所に関して、維持修繕を実施 |